

## 第七次土岐市総合計画策定支援業務委託 プロポーザル実施要領

### 1 目的

本市では、第六次土岐市総合計画の計画期間が令和7年度で終了するにあたり、社会経済情勢や本市を取り巻く課題、市民ニーズ等を踏まえた新たなまちづくりの指針として、第七次土岐市総合計画を策定することとしている。策定を円滑に実施するため、総合計画の策定に関し高い専門性や豊富な経験等を有する事業者へ策定業務の支援を委託する。

本要領は、その業務委託にあたり、公募型プロポーザル方式により事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した提案者を決定するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 第七次土岐市総合計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 第七次土岐市総合計画策定支援業務委託仕様書のとおりとする。
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案上限額 総額 18,942,000円  
ただし、各年度において次の金額を超えないものとする。
  - ① 令和6年度分 9,273,000円
  - ② 令和7年度分 9,669,000円※金額はいずれも消費税及び地方消費税込み。  
※提案上限額を超えて提案した場合は失格とする。

### 3 参加資格の要件

この要領に基づく公募型プロポーザルに参加ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、提案採用者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合は、参加者は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 土岐市指名競争入札名簿に登録のある者であること。(プロポーザル参加申込受付期間の期限までに登録した者を含める)
- (2) 土岐市指名停止措置要綱(平成7年土岐市訓令甲第5号)による指名停止の措置を、プロポーザル参加申込受付期間開始日から当該業務の本契約締結の日までの期間内に受けていないこと。
- (3) プロポーザル参加申込受付期間開始日から当該業務の本契約締結の日までの期間内に、土岐市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年土岐市告示第114号)に基づく資格停止期間となっていない者であること。(同要綱別表に掲げる排除措置要件に該当しないこと。)
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない

こと。

- (5) プロポーザル参加申込時点で、土岐市税（法人市民税、軽自動車税など）の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 本業務の履行能力があること。
- (8) 過去5年以内において、総合計画策定支援業務を地方公共団体と直接契約し、本業務に類する業務を完了した実績を有していること。

#### 4 公募スケジュール

実施要領等の公開	令和6年4月 3日（水）	市ホームページに掲載
質問書提出期限	令和6年4月17日（水）	電子メール
質問に対する回答	令和6年4月19日（金）	市ホームページに掲載
参加表明書の提出期限	令和6年4月26日（金）	持参又は郵送
第1次審査結果通知	令和6年5月 1日（水）	電子メール
企画提案書の提出期限	令和6年5月10日（金）	持参又は郵送
プレゼンテーション審査の実施	令和6年5月23日（木）	予定
第2次審査結果通知	令和6年5月下旬（予定）	電子メール
契約締結	令和6年6月上旬（予定）	

#### 5 実施要領及び仕様書等の公開及び配布

実施要領及び仕様書等は、令和6年4月3日（水）から市ホームページで公開及び配布する。ダウンロードし入手すること。

(<https://www.city.toki.lg.jp/>)

- (様式1) 質問書
- (様式2) 参加表明書
- (様式3) 会社概要書
- (様式4) 業務実績書
- (様式5) 予定技術者調書
- (様式6) 事業実施方針

#### 6 質問の受付及び回答

##### (1) 提出書類

質問書（様式1）に必要事項を記載し、「13 担当連絡先」に記載の電子メールアドレス宛てに送付すること。（以下電子メールの提出先について同様）件名は「第七次土岐市総合

計画策定支援業務委託質疑」とすること。なお、電話、FAX及び口頭など電子メール以外での質問は受け付けない。

(2) 質問受付期間

実施要領の公開から令和6年4月17日(水)午後5時15分まで

(3) 質問に対する回答

質問及び回答は、令和6年4月19日(金)までに市ホームページで公表する。質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。また、質問の回答内容は、本実施要領等の追加又は修正とみなす。

## 7 参加表明書の提出

(1) 提出書類

次について、正本各1部及び電子データを作成して提出すること。(電子データの提出は電子メール可とする)

- ・参加表明書(様式2)(代表者印等押印したもの)
- ・会社概要書(様式3)
- ・業務実績書(様式4)
- ・予定技術者調書(様式5)
- ・業務実施方針(様式6)

(2) 提出期限

令和6年4月26日(金)午後5時15分

(3) 提出方法

土岐市役所市長公室政策推進課へ持参又は郵送(必着)すること。郵送の場合も受付期間内必着のため、到着したことを担当窓口へ電話等で確認すること。(閉庁時間を除く)

## 8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

次について提出すること。様式は任意とする。

① 企画提案書(提出部数: 正本1部及び電子データ)

- ・A4サイズ10ページ以内で作成すること。
- ・仕様書の業務内容に基づいた提案内容とすること。
- ・仕様書の策定の視点に掲げる事項について具体的な提案をすること。

② 見積書(提出部数: 1部)

- ・業務の合計額(消費税込み)と年度別の内訳書とすること。
- ・あて先は土岐市長とし、代表者印等押印すること。

③ 工程表(提出部数: 正本1部及び電子データ)

(2) 提出期限

令和6年5月10日（金）午後5時15分まで

(3) 提出方法

土岐市役所市長公室政策推進課へ持参又は郵送（必着）すること。（電子データの提出は電子メール可とする）郵送の場合も受付期間内必着のため、到着したことを担当窓口へ電話等で確認すること。（閉庁時間を除く）

9 審査及び選定方法について

(1) 審査委員会

提案採用者の候補を選定するため、第七次土岐市総合計画策定支援業務委託業者選定評価委員会を設置する。なお、審査委員会の構成は非公表とする。

(2) 第1次審査（書類審査）

① プロポーザル参加者が5者を超える場合は第1次審査として書類審査を実施する。なお、プロポーザル参加者が5者を超えない場合は第1次審査を省略し、第2次審査において書類審査を実施する。

② 1次審査における審査項目、審査内容、配点は次のとおりとする。

審査項目	審査内容	配点
業務実績	事業者の業務実績	10
配置予定技術者の業務実績	配置予定技術者（管理者）の業務実績	5
	配置予定技術者（担当者）の業務実績	5
業務実施方針	業務の実施方針、体制、計画、業務実施上の配慮事項の的確性、実現性	20
合計		40

③ 審査結果は、令和6年5月1日（水）に電子メールにより通知する。第2次審査の案内を併せて通知する。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

① 企画提案についてプレゼンテーションを実施し、審査委員によるヒアリングを行う。

詳細は別途通知する。

- ・実施日 令和6年5月23日（木）（予定）
- ・実施場所 土岐市役所3階大会議室3B
- ・時間構成 プレゼンテーション30分以内、質疑15分以内
- ・留意事項
  - ・プレゼンテーションは非公開で行う。
  - ・プレゼンテーションの実施順は企画提案書の受付順とする。
  - ・出席者は1者3名までとし、説明は本業務の責任者又は従事者が行うこと。
  - ・プレゼンテーションは提出した企画提案書の内容を逸脱しないものとし、追

加資料の配布等は認めない。

- ・会場には、大型モニターを準備する。パソコン等の必要機器は提案者の持ち込みとする。

- ② 第2次審査の合計点数の総計が最高得点の者を提案採用者の候補とし、次に高い得点の者を次点者とする。なお、最高得点を取得した者が2人以上ある場合は、委員長が決定する。
- ③ 第2次審査における審査項目、審査内容、配点は次のとおりとする。

審査項目	審査内容	配点
企画提案	仕様書「4 策定の視点」及び独自提案の的確性、独創性、実現性	110
ヒアリング	業務への取組み意欲、理解度、コミュニケーション能力等	30
見積金額	見積金額（相対的評価）、提案内容と見積金額のバランス	15
工程表	提案内容、実施体制を踏まえたスケジュールの実現性	5
合計		160

- ④ 審査結果は、令和6年5月下旬頃、電子メールにより通知する。

## 10 契約事項

- (1) 契約は、提案採用者の候補者と提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に定める随意契約において締結する。ただし、事業費については「2 業務概要（4）提案上限額」で示した上限額を超えることはない。
- (2) 「11 資格喪失要件」に該当する場合で提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行うことがある。
- (3) 契約の履行に関しては、土岐市契約約款及び仕様書等の内容並びに日本国の法令を遵守しなければならない。

### 11 資格喪失要件

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、参加資格を失う。

- (1) 企画提案書、その他提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 本要領で定める参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (3) 「10 契約事項（1）」で行う協議が整わなかったとき。
- (4) 本業務の関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- (5) 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
- (6) 提案採用者決定までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示した場合。
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

## 1.2 その他留意事項

- (1) 参加者は、企画提案書等の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 書類提出の受付は、土岐市の休日を定める条例（平成元年土岐市条例第24号）に規定する休日を除く、8時30分から17時15分（12時から13時を除く。）までとする。また、郵送の場合は、郵便書留その他これに準じる方法に限るものとする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出期限後の書類の差替え、再提出は原則として認めない。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (6) 提案採用者の企画提案書に係る著作権は、契約締結後、土岐市に帰属する。
- (7) 審査結果について異議を申し立てることはできない。
- (8) 本プロポーザルは提案採用者の候補の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (9) プロポーザル参加申込書等を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとする。
- (10) 参加者が1者のみの場合であっても審査は実施するが、審査の評価点が配点の6割以上の得点となった場合に限り、提案採用者として選定する。

## 1.3 担当連絡先

土岐市役所市長公室政策推進課（庁舎3階23番窓口）  
〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口2101番地  
電話：0572-54-1111（内線513）  
メールアドレス：[seisaku@city.toki.lg.jp](mailto:seisaku@city.toki.lg.jp)